

昭和四十一年人事院規則一七〇

人事院規則一七〇（管理職員等の範囲）

人事院は、国家公務員法に基づき、管理職員等の範囲に関し次の人事院規則を制定する。
人事院規則一七〇（昭和四十一年七月九日施行）
（管理職員等の範囲）

第一条 法第八十二条の二第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる職員とする。

第二条 各省各庁の長は、管理職員等以外の者が管理職員等になったとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になったときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。

（組織の変更等についての通知）

第三条 各省各庁の長は、別表に掲げる組織に改廃があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の官職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事院に通知しなければならない。

附則（昭和六〇年三月三〇日人事院規則一七〇—一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月二九日人事院規則一七〇—二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年十一月三〇日人事院規則一七〇—三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年十二月二二日人事院規則一七〇—四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年三月一〇日人事院規則一七〇—五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年六月二七日人事院規則一七〇—六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年十一月二九日人事院規則一七〇—七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月二〇日人事院規則一七〇—八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年六月三〇日人事院規則一七〇—九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年十一月三〇日人事院規則一七〇—一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年三月一五日人事院規則一七〇—一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月三〇日人事院規則一七〇—一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年十一月三〇日人事院規則一七〇—一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月一五日人事院規則一七〇—一四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月三〇日人事院規則一七〇—一五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年十一月三〇日人事院規則一七〇—一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年三月一五日人事院規則一七〇—一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年七月一六日人事院規則一七〇—一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月二九日人事院規則一七〇—一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年十二月二五日人事院規則一七〇—二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年三月一五日人事院規則一七〇—二一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年六月二九日人事院規則一七〇—二二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年九月三〇日人事院規則一七〇—二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年十二月二五日人事院規則一七〇—二四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年三月二五日人事院規則一七〇—二五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年六月三〇日人事院規則一七〇—二六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年九月三〇日人事院規則一七〇—二七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年十二月二五日人事院規則一七〇—二八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年三月二五日人事院規則一七〇—二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年六月三〇日人事院規則一七〇—三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年九月三〇日人事院規則一七〇—三一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年十二月二四日人事院規則一七〇—三二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二五日人事院規則一七〇—三三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日人事院規則一七〇—三四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日人事院規則一七〇—三五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年十二月二六日人事院規則一七〇—三六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二四日人事院規則一七〇—三七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年六月二九日人事院規則一七〇—三八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年九月二八日人事院規則一七〇—三九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成七年十二月二五日人事院規則一七〇—四〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二一日人事院規則一七〇―八八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日人事院規則一七〇―八九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日人事院規則一七〇―九〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一九日人事院規則一七〇―九二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一九日人事院規則一七〇―九三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二六日人事院規則一七〇―九四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一八日人事院規則一七〇―九五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一九日人事院規則一七〇―九六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月二五日人事院規則一七〇―九七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年九月二四日人事院規則一七〇―九八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一七日人事院規則一七〇―九九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日人事院規則一七〇―一〇〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月二八日人事院規則一七〇―一〇一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月一六日人事院規則一七〇―一〇二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日人事院規則一七〇―一〇三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日人事院規則一七〇―一〇四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二六日人事院規則一七〇―一〇五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一九日人事院規則一七〇―一〇六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一日人事院規則一七五九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(雑則)

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 (平成二五年七月一九日人事院規則一七〇―一〇七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年九月二七日人事院規則一七〇―一〇八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二〇日人事院規則一七〇―一〇九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二〇日人事院規則一七〇―一一〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月七日人事院規則一七〇―一一一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二五日人事院規則一七〇―一一二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一九日人事院規則一七〇―一一三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二〇日人事院規則一七〇―一一四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二六日人事院規則一七〇―一一五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日人事院規則一七〇―一一六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一七日人事院規則一七〇―一一七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一六日人事院規則一七〇―一一八)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年七月八日人事院規則一七〇―一一九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二三日人事院規則一七〇―一二〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一六日人事院規則一七〇―一二一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二二日人事院規則一七〇―一二二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二二日人事院規則一七〇―一二三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二〇日人事院規則一七〇―一二四)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月四日人事院規則一七〇―一二五)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三日人事院規則一七〇―一二六)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月一九日人事院規則一七〇―一二七)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一〇日人事院規則一七〇―一二九)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月二五日人事院規則一七〇―一三〇)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一八日人事院規則一七〇―一三一)

この規則は、公布の日から施行する。

	に限定する。厚生管理官補佐（人事に関する事務を担当する者に限定する。）課長補佐（総括）課長補佐（管理）（大臣官房又は男女共同参画局総務課に所属する者に限る。）人事専門官 人事係長 宿舍係長 秘書 守衛長
食品安全委員会事務局	事務局次長 事務局次長 課長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）
国会等移転委員会事務局	審議会事 参事官 首席局員 上席局員（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）
公益認定等委員会事務局	事務局次長 事務局次長 課長 企画官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）
再就職等監視委員会	再就職等監視委員会 再就職等監察官
再就職等監視委員会事務局	再就職等監視委員会事務局 参事官 参事官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）
消費者委員会事務局	参事官 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）
経済社会総合研究所	次長 総括政策研究官 部長 経済研修所長 課長 経済研修所の総務部長
迎賓館	館長 次長 課長 課長補佐（管理） 庁舎係長 所長
地方創生推進事務局	次長 審議官 参事官 企画官 参事官補佐（人事、予算又は文書の審査に関する事務を担当する者に限る。）
知的財産戦略推進事務局	次長 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
科学技術・イノベーション推進事務局	統括官 審議官 参事官 企画官 管理審査官 参事官補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）
健康・医療戦略推進事務局	次長 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
宇宙開発戦略推進事務局	審議官 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
北方対策本部	審議官 参事官 調査官
総合海洋政策推進事務局	次長 参事官 企画官 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）
国際平和協力本部事務局	次長 参事官 参事官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。） 予算係長 庶務係長

日本学術会事務局局長 次長 課長 参事官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 参事官補佐 議事務局（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 人事係長 予算係長	官民人材交流副センター長 審議官 総務課長 主任調整官 課長補佐（管理） 流センター	沖繩総合事務局局長 次長 部長 総務調整官 市町村施策支援推進官 企画調整官 技術企画官 事務局 技術管理官 公園・まちづくり調整官 適正業務管理官 総括技術検査指導官 品質確保対策官 収用認定調整官 課長 調査官（職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 監査官 庁舎管理官 安心・安全対策推進官 広報室長 厚生管理 室長 統括国有財産管理官 情報通信技術室長 建設工務室長 営繕監督保全室長 企画室長 首席運輸労務監理官 首席海事技術専門官 首席海技試験官 首席外 国船舶監督官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 室長補佐（文書の審査に關する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 職員管理専門職 調査官付主査（職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 庁舎管理官付主査 人事係長 予算係長 宿舍係長 人事係員	沖繩総合事務局の事務を担当する者に限る。） 運輸企画専門官（人事及び予算に關する事務を担当する者に限る。） 庶務係長（北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所、那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所又は国営沖繩記念公園事務所に所屬する者に限る。） 参事官 公文書監理官 式部副長 課長 式部官 宮殿管理官 調査企画室長 広報室長 報道室長 楽部事務長 首席楽長 楽長 鴨場長 図書調査官 編修調査官 陵墓監 陵墓監補 衛生監 主膳長 主厨長 管理事務所所長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 侍從職務主官補佐（人事に關する事務を担当する者に限る。） 上皇職務主官補佐（人事に關する事務を担当する者に限る。） 皇嗣職務主官補佐（人事に關する事務を担当する者に限る。） 式部官補佐（式部官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 宮殿管理官補佐 車馬官 専門官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 文書係長 勤務管理専門官 秘書 人事係員	宮内庁病院院長 副院長 医長 事務長 総看護師長 薬局長 正倉院事務所所長 庶務課長 事務所	御料牧場 場長 次長 課長 庶務係長 京都事務所所長 次長 課長 庶務係長 事務総局 事務総長 審判官 局長 部長 総括審議官 政策立案総括審議官 審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化参事官 参事官 審査管理官 課長 審査長 訟務官 特別審査長 会計室長 企画官 企画室長 デジタル市場企画調査室長 上席企業結合調査官 取引調査室長 相談指導室長 下請取引調査室長 上席審査専門官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 課長補佐（人事） 会計室長補佐（予算に關する事務を担当する者に限る。） 審査長又は特別審査長の職務全般についてこれを直接補佐する職員 人事係長 予算係長 庶務係長 秘書	地方事務所 所長 総務管理官 審査統括官 課長 支所長 支所の課長 経済取引指導官
--	---	---	---	--	--	---

[illegible]

	を直接補佐する者に限る。）調査官（人事、職員団体、組織及び法規又は予算に關する事務を担当する者に限る。）庁舎管理室長 厚生企画管理室長 サイバーセキュリティ・情報化推進室長 広報室長 法制管理室長 地方業務室長 人材育成室長 評価活動支援室長 総務室長 デジタル基盤推進室長 マインパー制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企画室長 地域振興室長 過疎対策室長 給与能率推進室長 女性活躍・人材活用推進室長 応援派遣室長 安全厚生推進室長 収支公開室長 支出情報開示室長 政党助成室長 財務調査官 公営企業経営室長 準公営企業室長 資産評価室長 研究推進室長 革新的情報通信技術開発推進室長 標準化戦略室長 宇宙通信調査室長 多国間経済室長 情報通信経済室長 総合通信管理室長 情報活用力支援室長 情報流通適正化推進室長 放送コンテンツ海外流通推進室長 デジタル経済推進室長 国際放送推進室長 地域放送推進室長 検査監理室長 貯金保険室長 国際企画室長 消費者契約適正化推進室長 番号企画室長 国際周波数政策室長 電波利用料企画室長 基幹通信室長 重要無線室長 新世代移動통신システム推進室長 監視管理室長 認証推進室長 地理情報室長 首席統計情報官 労働力人口統計室長 経済センサス室長 物価統計室長 恩給経理官 恩給審査官 恩給審理官 恩給相談官 恩給支給官 情報処理調整官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）（大臣官房、企画調整課、行政課、公務員課、福利課、財政課、自治税務局企画課、国際戦略局国際戦略課、情報流通行政局総務課、情報通信政策課、総合通信基盤局総務課又は統計局総務課に所属する者に限る。）参事官補佐（国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）統計情報システム管理官補佐（統計情報システム管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）統計企画管理官補佐（人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。）専門官（人事又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。）専門職（人事に關する事務を担当する者に限る。）主査（人事、組織又は予算に関する事務を担当する者に限る。）秘書 人事係員 守衛長	行政不服審査事務局 課長 審査官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 查会事務局 課長 審査官 課長補佐（管理） 情報公開・個人情報保護審査会事務局 課長 審査官 課長補佐（管理） 個人情報保護局 課長 審査官 課長補佐（管理） 官民競争入札等監理委員会事務局 参事官 電気通信紛争処理委員事務局 参事官 自治大学校校長 部長教授 庶務課長 情報通信政策研究所 部長 総務課長 統計研究所 部長 管理課長 課長補佐（管理） 庶務係長
--	---	--

政治資金適正化委員会	事務局長 参事官
管区行政評価局	局長 部長 地域総括評価官 部次長 総務課長 課長補佐（管理） 人事係長
行政評価支局	支局長 総務行政相談管理官 地域総括評価官 部長 総務課長 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長
行政評価事務所	所長 次長
沖縄行政評価事務所	所長 次長 総務課長 課長補佐（管理）
総合通信局	局長 部長 総合通信調整官 部次長 課長 財務室長 課長補佐（管理） 人事係長
沖縄総合通信事務所	所長 次長 総合通信調整官 課長 課長補佐（管理） 庶務係長
事務局	事務局長 次長 課長 審査官 調査官 課長補佐（管理）
消防庁	内部部局 長官 次長 審議官 部長 課長 参事官 救急企画室長 危険物保安室長 特殊災害室長 国民保護室長 国民保護運用室長 地域防災室長 広域応援室長 防犯情報室長 応急対策室長 課長補佐（総括） 主幹（総務課に所属する者に限る。） 人事係長 予算係長 庁舎係長 秘書 消防大学校 校長 副校長 庶務課長 部長 消防研究所 所長 研究統括官 部長 ンター
省務法	内部部局 事務次官 官房長 局長 部長 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 参事官 課長 厚生管理官 民事法制管理官 刑事法制管理官 国際刑事管理官 更生支援管理官 矯正医療管理官 企画再犯防止推進室長 広報室長 政策立案・情報管理室長 企画調査官 試験管理官 監査室長 庁舎管理室長 技術企画室長 登記情報管理室長 登記情報センター室長 民事調査官 所有者不明土地等対策推進室長 地図企画官 刑事調査官 矯正調査官 恩赦管理官 精神保健観察企画官 民間活動支援企画官 保護調査官 処遇企画官 人権擁護推進室長 調査救済調整官 訟務調査室長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）（大臣官房、刑事局総務課又は保護局総務課に所属する者に限る。） 課長補佐（人事） 課長補佐（予算） 管理官補佐（民事法制管理官、刑事法制管理官、国際刑事管理官又は矯正医療管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 庁舎管理室長補佐（予算又は警備に関する事務を担当する者に限る。） 登記情報管理室長補佐 登記情報センター室長補佐（登記情報センター室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 法務専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 施設整備調整官 民事調整官 民事監査官 訟

務広報官 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舎係長 秘書 人事係員 労働係員 守衛長	少年院 院長 分院長 次長 部長 課長 首席専門官 統括専門官 少年鑑別所 所長 分所長 次長 課長 首席専門官 次席専門官 統括専門官 婦人補導院 院長 課長	法務総合研究所 所長 部長 総務課長 首席研究調査官 首席研修専門官 首席国際専門官 課長 矯正研修所 所長 副所長 部長 効果検証センター長 総務課長 試験課長 統括効果検証官 矯正研修所 支所長 教頭	最高検察庁 検察官 秘書官 事務局長 課長 情報システム管理室長 課長補佐（管理） 人 事務係長 予算係長 秘書 守衛長	高等検察庁 検察官 事務局長 事務局次長 課長 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長 支部の課長	地方検察庁 検察官 事務局長 事務局次長 課長 情報解析監理官 検務監理官 首席捜査官 次席捜査官 課長補佐（管理） 人事係長 支部の課長	区検察庁 検察官 課長	法務局 局長 部長 部次長 総務管理官 課長 統括監査専門官 訟務管理官 上席訟務官 官（担当事務部門を総括する者に限る。） 首席登記官 次席登記官 復興事業対策官 官 電子認証管理官 民事行政調査官 課長補佐（人事） 課長補佐（予算） 人事 係長 支局長 支局の総務課長 三人以上の登記官を置く出張所の長	地方法務局 局長 次長 課長 上席訟務官（訟務部門を総括する者に限る。） 首席登記官 次 席登記官 復興事業対策官 課長補佐（人事） 人事係長 支局長 支局の総務課長 長 三人以上の登記官を置く出張所の長	矯正管区 管区長 部長 首席管区監査官 部次長 課長 管区調査官 管区監査官 矯正就 労支援情報センター室長 矯正専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に 限る。） 人事係長 予算係長	地方更生保護委員会 委員長 事務局長 事務局次長 課長 更生保護管理官 調整指導官 指導室長 保護観察所 所長 次長 課長 民間活動支援専門官 首席保護観察官 社会復帰対策官 首席保護観察官 社会復帰調整官 統括保護観察官 統括社会復帰調整官 課長補佐（管理） 庶務 係長 支部長	内部部局 長官 次長 審議官 部長 参事官 課長 情報分析官 出入国在留監査指導室長 情報システム管理室長 外国人施策推進室長 難民認定室長 在留管理業務室長 課長補佐（総括） 課長補佐（人事） 課長補佐（予算） 分析官補佐（情報分析 官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 法務専門職（人事又は予算 に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長 予算係長 秘書	入国者収所長 次長 課長 課長補佐（管理） 人事係長 容所 地方出入国局長 次長 課長 監理官 審査監理官 首席審査官 課長補佐（管理） 人事係 在留管理局長 庶務係長
---	--	--	---	---	--	-------------	--	--	---	---	---	---

[illegible]

	室長 競争の研究費調整室長 拠点形成・地域振興室長 研究交流管理官 主任学術調査官 学術企画室長 奨励室長 量子研究推進室長 素粒子・原子核研究推進室長 大学研究力強化室長 資金運用企画室長 企画室長 幹細胞・再生医学研究推進室長 生命倫理・安全対策室長 計算科学技術推進企画官 学術基盤整備企画官 防災科学技術推進室長 地震調査研究企画官 地震調査管理官 深海地球探査企画官 極域科学企画官 核融合開発室長 宇宙利用推進室長 宇宙科学技術推進企画官 核燃料サイクル室長 融合地域対策室長 放射性廃棄物企画室長 国際戦略企画官 人材活用推進官 国際統括官補佐（国際統括官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理）（大臣官房に所属する者に限る。） 室長補佐（福利厚生室長又は広報室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 専門官（人事課に所属する者に限る。） 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 専門職（人事課に所属する者に限る。） 秘書 人事係員 守衛長	国立教育政策研究所 所長 次長 部長 センター長 課長 課長補佐（管理） 人事係長	科学技術・学術政策研究所 所長 総務研究官 総務課長 企画課長 データ解析政策研究室長 科学技術予測・政策基盤調査研究センター長 総括主任研究官 総括上席研究官 課長補佐（管理） 庶務係長	日本学士院 事務局長	内部部局 長官 次長 審議官 課長 参事官 企画調整室長 障害者スポーツ振興室長 参事官補佐（総括） 課長補佐（総括） 人事係長 予算係長 人事係員	ポスツ 内部部局 長官 次長 文化財鑑査官 審議官 課長 参事官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 人事係長 秘書 人事係員	文庫 内部部局 事務次官 厚生労働審議官 医務技監 官房長 局長 人材開発統括官 政策統括官 部長 総括審議官 危機管理・医務技術総括審議官 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 医薬産業振興・医療情報審議官 高齢・障害者雇用開発審議官 年金管理審議官 審議官 参事官 課長 労働市場セクター業務室長 人事調査官 調査官（人事課又は医療経営支援課に所属する者に限る。） 人事企画官 公文書監理・情報公開室長 広報室長 企画官 監査指導室長 経理室長 管理室長 会計管理官 厚生管理企画官 国際企画・戦略官 災害等危機管理対策室長 研究企画官 医療独立行政法人支援室長 試験免許室長 首席流通指導官 指導調査室長 移植医療対策推進室長 水道計画指導室長 検疫所業務企画調整官 麻薬対策企画官 石綿対策室長 労働条件確保改善対策室長 医療労働企画官 過労死等防止対策企画官 過重労働特別対策室長 主任中央労働基準監督官 主任中央賃金指導官 労働保険財政数理室長 建設石綿給付金認定等業務室長 主任中央労災補償監察官 労働保険徴収業務室長 職業病認定対策室長 労災保険審査室長 建設安全対策室長 産業保健支援室長 治療と仕事との両立支援室長 電離放射線労働者健康対策室長 化学物質評価室長 環境改善・ばく露対策室長 訓練受講支援室長 公共職業安定所運営企画室長 人材確保支援総合企画室長 首席職業指導官 主任中央職業安定監察官 労働移動支援室長 民	厚生労働省
--	--	--	---	---------------	---	---	---	-------

[illegible]

修所	経済産業研究所長 次長 課長 課長補佐（管理） 庶務係長
経済産業局	局長 部長 部次長 国際化調整企画官 電源開発調整官 課長 参事官 地域工 ネルギー振興企画官 課長補佐（総括）（各部の部内における庶務に関することを 所掌する課に所属する者に限る。） 課長補佐（管理） 人事係長 予算係長 文書 係長 庁舎係長 人事係員
経済産業局 支局	支局長 電源開発調整官 課長 参事官 課長補佐（管理） 庶務係長
通商事務所	支局長 総務課長
産業保安監 督部	部長 産業保安監督管理官 管理課長 課長補佐（管理） 人事係長 庶務係長
那覇産業保 安監督事 務所	所長 課長補佐（管理） 庶務係長
産業保安監 督部支 部	管理課長 課長補佐（管理） 人事係長 庶務係長
産業保安監 督署	
内部部局	長官 次長 部長 課長 会計室長 戦略企画室長 政策企画官 業務管理官 予 算管理官 海洋資源開発企画官 液化天然ガス企画官 燃料流通政策室長 ガス市 場整備室長 電力需給・流通政策室長 原子力国際協力推進室長 原子力発電所事 故収束対応室長 核燃料サイクル産業立地企画官 原子力発電立地企画官 放射性 廃棄物対策企画官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 人事専門職 会計専門 職 予算決算専門職 人事係長 予算係長 秘書
内部部局	長官 特許技監 部長 課長 審査長 審判長 審査監理官 調査官 制度審議室 長 情報技術統括室長 業務管理企画官 会計調査官 厚生管理官 方式審査室長 登録室長 国際出願室長 国際意匠・商標出願室長 特許行政サービス室長 審 査推進室長 審査基準室長 特許侵害業務室長 課長補佐（総括） 課長補佐（管 理） 課長補佐（人事） 室長補佐（情報技術統括室長、登録室長、国際出願室長又 は審査推進室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。） 人事専門職 会計専門職 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 秘書
内部部局	長官 次長 部長 課長 政策企画官 企画官 業務管理官 中小企業金融検査室 長 調査室長 経営安定対策室長 統括官 企画官 統括下請代金検査官 海外 展開支援室長 広報相談室長 新事業促進企画調整官 課長補佐（総括） 課長補 佐（管理） 人事専門職 人事係長 予算係長 秘書
内部部局	事務次官 技監 国土交通審議官 官房長 局長 政策統括官 国際統括官 部長 局次長 総括審議官 技術総括審議官 政策立案総括審議官 公共交通政策審議 官 土地政策審議官 危機管理・運輸安全政策審議官 海外プロジェクト審議官 公文書監理官 政策評価審議官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 技術審議官 参事官 技術参事官 課長 危機管理官 運輸安全監理官 計画官 特別地域振興官 流域管理官 安全監理官 政策評価官 総括監察官 上席監察官 監察官 調査官 技術調査官 企画官 企画調整官（大臣官房人事課に所属する 者、運輸安全監理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び北海道局に所属

支所	国土地理院支所長	
小笠原総合事務所	所長 次長 課長 専門調査官 課長補佐（管理）	
海難審判所	所長 課長 書記官	
地方海難審判所	所長 書記官	
門司地方海支所	所長 書記官	
難審判所那覇支所		
地方整備局	局長 次長 部長 主任監査官 入札契約監査官 監査官 広報広聴対策官 適正業務管理官 統括防災官 統括防災調整官 防災管理官 防災室長 災害対策マネジメント室長 総括調整官 調査官 人事計画官 人事企画官 予算調整官 福利厚生官 企画調整官 企画調査官 技術企画官 環境調整官 技術調整管理官 建設産業調整官 都市調整官 公園調整官 住宅調整官 河川調査官 道路企画官 道路調査官 港湾空港企画官 計画企画官 事業計画官 港湾危機管理官 事業継続計画官 港政調整官 港湾高度利用調整官 東京国際空港対策官 補償管理官 営繕特別事業管理官 営繕調査官 営繕調整官 用地調整官 用地調査官 課長 水災害予報センター長 水災害対策センター長 クルーズ振興・港湾物流企画室長 工事安全推進室長 品質確保室長 首都圏臨海防災センター長 近畿圏臨海防災センター長 保全指導・監督室長 建設専門官（人事又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括）（各部の部内における庶務に關することを所掌する課に所属する者に限る。） 課長補佐（管理） 専門官（人事課に所属する者に限る。） 人事係長 予算係長 庁舎係長 宿舍係長 専門員（人事又は予算に關する事務を担当する者に限る。） 人事係員 労働係員	
地方整備局の事務所	所長 センター長 副所長 課長 建設専門官（人事又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 統括建設管理官 保全指導・監督官室長 専門官（人事又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 専門調査官（人事又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 人事係長 庶務係長 船長等	
地方整備局の出張所又は事務所		
北海道開発局	局長 次長 部長 首席監察官 入札契約監察官 監察官 監査官 部次長 調整官 課長 室長 開発調査官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 適正業務管理官 総務企画官 人事対策官 人事企画官 会計指導官 会計企画官 福利厚生管理官 職員企画官 開発企画官（予算に關する事務を担当する者に限る。） 象徴空間施設管理官 道路交通管理官 営繕品質調査官 開発専門官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） 監察官補佐 監査官補佐 営繕品質調査官補佐 入札契約監察専門官 監察専門官 上席専門官（人事、組織、予算、職員団体又は庁舎管理に關する事務を担当する者に限る。） 専門官（人事、組織又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 開発専門職（人事、組織又は職員団体に關する事務を担当する者に限る。）	
開発建設部	部長 次長 事業調整官 調査官 技術管理官 課長 広報官 空港対策官 農業環境保全対策官 特定業務対策官 建設監督官（地域振興対策官並びに事業所の長及び副長に限る。） 課長補佐（管理） 道路設計管理官 道路施工保全官（人事に關する事務を担当する者に限る。） 土地改良情報対策官 上席総務専門官（人事、	

十五 守衛長 守衛（庁舎又は構内の警備に従事する職員をいう。）のうち監督的地位にある者をいう。

十六 船長等 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第一の海事職俸給表（二）級別標準職務表の備考に定める大型船舶（一種）、大型船舶（二種）又は大型船舶（三種）の船長、機関長、一等航海士及び事務長、同表の備考に定める中型船舶（二種）の船長及び機関長並びに同表の備考に定める中型船舶（二種）の船長をいう。